岐阜県林業普及活動意見交換会 設置要領

(目的)

第1条 岐阜県の林業普及指導員が、林業普及指導事業の実施に関して総合的な視点を持って地域の期待に応える普及活動に取り組む参考とするため、普及活動全般に関する意見交換を行う。

(所掌事務)

- 第2条 意見交換会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について意見 を交換する。
 - (1) 岐阜県における林業普及指導事業に関すること
 - (2) その他林業普及指導事業の実施に必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 会長は、森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター長をもって充てる。
- 2 会長は、意見交換会の開催の都度、有識者等を会員に選任し招集する。
- 3 会員の任期は、1日限りとする。
- 4 会員は、再任することができる。
- 5 意見交換会における会員の発言は、会員自らの立場において真摯に行われなければならない。

(庶務)

第4条 意見交換会の庶務は、森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要領は、平成25年 1月 9日から施行する。
- この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成28年 4月13日から施行する。